

各区市町村保育主管課 御中

東京都福祉保健局少子社会対策部保育支援課長
東京都福祉保健局少子社会対策部認証・認可外保育施設担当課長

保育所等への抗原簡易キットの配布について

日頃より、東京都の保育行政の推進に御尽力いただきありがとうございます。

この度、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部から、医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業（以下「抗原簡易キット配布事業」という。）について、配布対象に保育所等を新たに含めることとするという連絡がありました。抗原簡易キット配布事業では、施設従事者等に症状が現れた場合に、早期に陽性者を発見することにより感染拡大を防止する観点から、迅速に抗原定性検査を実施できるよう、希望する施設等へ抗原簡易キットの配布が行われます。

つきましては、下記抗原簡易キット配布事業の内容及び配布申込方法等について、保育所等に対し、周知いただきますようお願いいたします。

記

1 抗原簡易キット配布事業の内容について

別添、「医療機関・高齢者施設等への抗原簡易キットの配布事業について」（令和3年6月9日（令和3年6月25日改定）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）を参照してください。

2 抗原簡易キットの配布申込み及び使用実績の報告について

（1）配布申込み

配布を希望する施設等から下記提出先へ、別紙様式2「国から直接抗原簡易キットを配布する高齢者施設等のリスト」を提出してください。

（2）使用実績の報告

配布を希望する施設等から下記提出先へ、様式（別紙2）「抗原簡易キット使用実績報告書」を提出してください。

（3）提出先 ※上記（1）及び（2）共通

東京都福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課 調整担当

電話番号：03-5320-4485

メールアドレス：S0415102@section.metro.tokyo.jp

※ 都において取りまとめの上、厚生労働省へ申込み・報告を行います。

(参考)【都 HP】国が配布する抗原簡易キットについて (お申込み及び実績報告)

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/kansen/kensa/kunikit.html>

3 留意点

- (1) 厚生労働省事務連絡第1(2)のとおり、施設の従事者等に症状(発熱、せき、のどの痛みその他の体調不良を含む。)が現れた場合に使用するものです。症状のない方に使用することを想定したものではありません。
- (2) 厚生労働省事務連絡第3②のとおり、検体採取は医療従事者の管理下で行われる必要があります。医療従事者が常駐しない施設にあつては、あらかじめ検査に関する研修を受けた職員の管理下で検査を実施します。

なお、研修を受けた職員がいる施設であっても、配置医師又は連携医療機関(新型コロナウイルス感染症の診療・検査及び患者の診断を行う医療機関であることとされています。)と連携して医師による診療・診断を行うことができる体制のない施設では検査を実施することができません。
- (3) 厚生労働省における配布希望取りまとめの結果、抗原簡易キットの残量が不足する場合には、希望の個数が配布されない可能性があるとのことです。また、申込みいただいてから施設に届くまで、数ヶ月かかる場合もあるようです。

(担当)【認可保育所】

福祉保健局少子社会対策部保育支援課保育計画担当 伊東
電話：03-5320-4128

【保育所型認定こども園・幼保連携型認定こども園】

福祉保健局少子社会対策部保育支援課認定こども園担当 萩原
電話：03-5320-4250

【地域型保育事業】

福祉保健局少子社会対策部保育支援課地域保育担当 葛生
電話：03-5320-7775

【認証保育所】

福祉保健局少子社会対策部保育支援課認証保育所担当 黒住
電話：03-5320-4212